

第33号議案

島根県暴力団排除条例の一部を改正する条例

島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第7号中「少年院法（昭和23年法律第169号）第16条」を「少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条」に改める。

附 則

この条例は、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。